

竹下登大蔵大臣の答弁

参院本会議（昭和57年12月18日）

「国債整理基金の資金繰りの状況を見ますと、昭和57年度の公債の償還は、同基金にこれまで積み立てられた余裕金によって対処可能であり、国債費の定率繰り入れ等を停止するとしても、公債の償還に支障はないものと見込まれております。

このような状況にかんがみ、（中略）一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、（中略）行わないこととする法律を提案いたしましたものであります。」